

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年8月6日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	森 田 康 文
同	尾 崎 充 典
同	浦 西 敦 史

令和2 監査年度 第1 回分

ア 本 庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知 事 公 室			
広報広聴課	令和2年 8月7日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 10,181円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、課内における事務処理状況の情報共有等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
政策推進課	令和2年 8月7日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 273,900円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、課内における事務処理状況の情報共有等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
国際課	令和2年 8月7日	<p>会計書類の紛失について</p> <p>令和元年度「(公財) 日本国際問題研究所会費」(平成31年4月23日支出済み)に係る会計書類について、保存期間が5年と定められている支出負担行為決議書及び添付書類(請求書(写)、令和元年度事業計画書、令和元年度予算書)の紛失が認められた。</p>	<p>奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理するよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、書類の保管方法や保管場所を課内で再度情報共有し、会計書類を含む行政文書を適正に保管、管理するよう努め</p>

		<p>今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理するよう努めるべきである。 (指摘事項)</p>	る。
防災統括室	令和2年 7月31日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 1,046,400円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 981,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき適正な事務執行を実施するとともに、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、適正な執行と再発防止に努める。</p>
消防救急課	令和2年 7月31日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 6,171,904円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞な</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき適正な事務執行を実施するとともに、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、適正な執行と再発防止に努める。</p>

			<p>く契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 6,076,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>単価契約における消費税の転嫁について</p> <p>令和元年7月に公正取引委員会から消費税転嫁状況の調査を受け、平成26年度から令和元年度までの危険物取扱者保安講習業務委託の単価契約において、契約単価の消費税の計算方法を円未満の端数を切り捨てしていたことについて、令和元年10月に消費税の転嫁を阻害する行為に当たるとして、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号違反となる旨の指導を受けていた。</p> <p>そして、その是正のために、令和元年度の危険物取扱者保安講習業務委託の単価契約について適正な額で変更契約を締結するとともに、消費税の未払額（過年度分 3,457円、令和元年度分 406円）を契約の相手方に支払っていた。</p> <p>今後は、消費税転嫁対策特別措置法等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>単価契約における消費税の転嫁について、公正取引委員会からの指導・是正措置内容を課内で共有し、再発防止を図るとともに、消費税転嫁対策特別措置法等に基づいた適切な契約事務の執行に努める。</p>
<p>総務部</p>	<p>行政経営・ファシリティマネジメント課</p>	<p>令和2年 8月21日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 746,496円）認められた。</p> <p>また、上記の1件の委託契約は、本来、奈良公園室の所管であり予算の再配当を受けることが必要であったが、契約締結時までに当該契約に</p>	<p>今回の事項について、課内で情報共有を行うとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、関係所属とも連携のうえ、適正な時期に予算の再配当及び支出負担行為を行うよう、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認と進捗管理を徹底し、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

係る予算の再配当を受けていなかった。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

税外未収金に係る未収金対策について

未収金対策の取組については、「税外未収金にかかる債権管理の適正化に関する指針」に基づいて全庁的に取り組んでいるところであり、未収金対策推進連絡会議のもと、積極的な情報交換や研修会を行うほか、未収金を所管する担当課に数値目標を設定させ、過年度未収金の削減や現年度未収金発生抑制について進捗管理を行うなどの取組を行っている。また、平成25年度の行政監査(税外未収金等にかかる債権管理について)の結果を踏まえ、「税外債権の管理マニュアル」「税外債権の管理マニュアル(債権整理編)」「支払督促申立の手引き」を作成するなど、未収金を所管する担当課の債権回収を支援する取組を行っている。令和元年度では、未収金を所管する担当課の支払督促申立手続等を支援するため、税外未収金の債権ごとに、回収見込の有無、債務者の所在の状況及び未収の理由等を調査し、現状及び課題の把握に努めている。

しかし、直近の決算で見ると、税外未収金の残高は令和元年度末において総額で47億5,645万円と多額であり、中小企業高度化資金貸付金等で減少している一方で、育成奨学金貸付金等で増加している。

未収金の解消は財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められていることから、引き続き実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれない。

(意見事項)

未収金対策については、未収金対策推進連絡会議の開催による情報共有、未収金の削減に係る数値目標の設定、回収困難な債権についての弁護士相談、職員を対象に適正な債権管理と回収のノウハウ習得に資するためのグループワークを取り入れた実践的な研修等を実施している。

また、新たな取組として、令和元年度より、各債権の状況・理由(時効到来・未到来、支払有・無、所在判明・不明、資力有・無等)をより詳細に把握し、その結果を踏まえて、回収可能な債権は支払督促申立等による回収を促進し、回収不可能な債権については不納欠損処分を行うなど、適切な債権管理を強化している。これらの取組の結果、令和元年度に臨時的に発生した未収金(流域下水道事業費(4億5,607万円)、行政代執行費用(1億3,556万円))を除くと、令和元年度末の総額は、前年度より約3,300万円減少している。加えて、令和2年度は、未収金回収の民間委託可能な債権のうち、まだ委託されていない2債権について、行政・人材マネジメント課が委託実施主体となり弁護士に委託した。12月末時点において、約350万円の回収及び支払督促を実施するなど、一定の成果が見られ、来年度も、債権所管課に引継ぎながら実施する予定である。

こうした地道な債権回収の取組を進めることにより、毎年度の削減目標額(令和2年度は約7,700万円)の達成を目指すとともに、今後も、法的措置の一

			<p>層の活用や民間活力の導入による回収の推進、債権管理条例制定等、より効果的・効率的な債権管理手法の検討を行い、庁内全体で未収金の削減に向けた取組を実施していく。</p>
人事課	令和2年 8月21日	<p>現年度歳出に係る戻入処理の誤りに ついて</p> <p>令和元年度の会議室使用料（1件39,000円）について、前金払で会議室の使用前に支払いを行い、その後、やむを得ない理由により会議室の使用を取り消していたが、令和2年3月に、既に支払った使用料の返納を受けるに当たり、出納閉鎖期日前であることから、現年度歳出予算に係る戻入処理とすべきであるのに、誤って歳入の雑入として調定し受け入れていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延 について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計4,407,670円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額40,150円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県</p>	<p>今後は、同様の事案が発生しないよう、「奈良県会計規則の施行について」及び「会計事務の手引き」の関係箇所を課員に周知するとともに、決裁過程において複数の担当者によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、課内における事務処理状況の情報共有化等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p>

		<p>契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
税務課	令和2年 8月21日	<p>県税に係る未収金の回収について</p> <p>県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでおり、また、市町村との連携による個人県民税の協働徴収や自動車税コールセンターの設置により、多額の未収金がある個人県民税、自動車税（令和元年10月より自動車税種別割）の徴収の強化にも努めている。このことにより、令和元年度の県税徴収率は、平成30年度に比べ0.2ポイント上昇し98.2%となり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。</p> <p>しかし、未だ令和元年度末で約20億6,954万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で低位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。（意見事項）</p>	<p>県税収入未済額の66.3%（令和元年度実績）を占める個人県民税については、平成24年度に設置した地方税滞納整理本部を中心に、県・市町村の一体的な徴収体制の強化に取り組んでおり、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収を実施し、また、平成30年度より滞納徴収員を採用し市町村と県による協働徴収を実施し徴収強化に努めているところである。</p> <p>また、自動車税の種別割（令和元年9月までは自動車税。以下同じ。）など県税の徴収対策については、徴収率や未済額の圧縮率等数値目標を設定し、税務課及び各税事務所が連携して滞納整理に取り組んでいる。特に自動車税の種別割については、コールセンターの設置により、滞納者へ納付を促すなど、滞納の早期圧縮に努めているところである。</p> <p>今後も徴収率の向上及び収入未済額の縮減に向けて、納税意思のない滞納者には折衝を長期化せず早期に滞納処分を執行し、十分な財産調査の結果、可処分財産が発見できない場合は、滞納処分の執行を停止するなど、早期完結に向けて取り組むこととしているが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の経済社会に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれた納税者等に対しては、4月に政府の緊急経済対策の一つとして設けられた地方税の納付を事実上1年間延期する徴収猶予の特例制度を適用するなど、十分に配慮しつつ取り組んでいるところである。</p>

		<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和元年度末の郵便切手の保有残高は129,864円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額等合計 51,720,288円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 51,522,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。(注意事項)</p>	<p>郵便切手の購入検討時に残額や使用枚数の見込みを的確に把握し、これまで以上に購入の頻度を増やすなど、切手の保有を必要最小限にするよう努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な時期に支出負担行為及び契約書の作成を行うよう事務の進捗管理を徹底し、適正な事務の執行に努める。</p>
管財課	令和2年 8月21日	<p>職員公舎の公舎費及び共益費の調定事務の遅延について</p> <p>職員公舎の入居者から徴収する公舎費及び共益費について、奈良県職員公舎管理規程により納期限は各月末日とされているのに、入居者1名に係る平成30年7月から平成31年3月分(調定額合計 233,450円)について、調定事務を失念したため、平成31年4月24日に調定を行っていて、本来納期限とすべき日を経過した後</p>	<p>今回の不適切な事務執行について課内で情報共有を行うとともに、再発防止のため、職員公舎入居者ごとの毎月の公舎費及び共益費の金額を入力した一覧表を作成し、調定決議書の作成事務の適正な執行に努める。</p>

		<p>に、大幅に遅延（最長で8か月遅延）して調定及び納入の通知を行っていた。</p> <p>そして、平成30年度に係る出納閉鎖期日（令和元年5月31日）までの間に納入を受けることができず、平成30年度決算では収入未済となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県職員公舎管理規程に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件（契約額合計 81,130,512円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が6件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件（契約額合計 80,991,876円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今回の不適切な事務執行について課内で情報共有を行うとともに、契約案件ごとに支出負担行為及び契約書の作成予定日等を入力したエクセルデータ表を作成し、スケジュール管理を徹底することにより支出負担行為及び契約書の作成事務の適正な執行に努める。</p>
情報システム課	令和2年 8月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、事業の進捗管理と支出</p>

		<p>制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 957,690円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 542,290円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>負担行為を行う時期の把握を行う。特に年度途中の支出負担行為については、遅延等を防ぐため、これまでから作成している「予算集計表」に「事業執行時期」欄を追加することで、事業執行時期を明記し担当係と総務担当で共通認識を持つとともに、進捗管理を併せて実施し、複数のチェック体制による管理を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
地域振興部	<p>奥大和移住・交流推進室</p>	<p>令和2年7月31日</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 5,680,897円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。併せて、契約案件及び契約時期を一覧できるチェックリストの作成を行い、進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 5,646,337円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
うだ・アニマルパーク振興室	令和2年 7月13日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 552,734円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 459,054円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
エネルギー・土地水資源調整課	令和2年 7月17日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発</p>

出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 712,800円）認められた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）

補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について

奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が、交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が17件（交付決定額合計 666,708,000円）認められた。そして、補助事業者は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち2件（交付決定額合計 66,350,000円）では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である配水管の敷設等の工事業に着手していた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の17件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

さらに、平成30年度繰越事業において、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して

防止に努めている。

令和2年度以降は事前着手の手続きを活用するとともに、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行う等、事務の実施体制の見直しを行い、再発防止に努めている。

		<p>いた事例が6件（支出負担行為額合計 260,876,000円）認められた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	
文化財保存課	令和2年 8月18日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、交付決定日としていた日付が事実と大幅に相違していた事例が19件（交付決定額合計 41,156,000円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が12件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が7件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち17件（交付決定額合計 39,601,000円）では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である重要文化財等の修理に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の19件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契</p>	<p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び補助金等の交付決定事務等の適正な執行に努めるとともに、交付決定案件、交付決定時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェック</p>

		<p>約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 67,932円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>リストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
文化財保存事務所	令和2年 8月18日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 26,686円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に努めたい。（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
文化資源活用課	令和2年 8月18日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 33,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
観光局 ならの観光力 向上課	令和2年 7月9日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が、交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決</p>	<p>補助金等の今回の不適切な事案について課内で情報共有を行った。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>定日としていた事例が2件（交付決定額合計 5,526,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の2件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である整備工事等に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p>負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について</p> <p>県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、吉野・高野・熊野の国事業実行委員会への負担金については、負担金の交付事務を担当する職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同実行委員会の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。</p> <p>今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を同実行委員会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。（意見事項）</p>	<p>令和2年度より、負担金支出の事務を担当する事務職員と検査を行う職員を別にし、複数人によるチェックを行い、適正な事務執行に努めている。</p>
<p>観光プロモーション課</p>	<p>令和2年 7月9日</p>	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が、交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、交付決定日としていた日付が事実と大</p>	<p>今後は、決裁過程におけるチェック体制を強化し、補助金等の交付決定等において、複数人によるチェックを行うなど適正な事務の執行に努める。</p>

幅に相違していた事例が3件（交付決定額合計 7,650,000円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①2か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が2件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の3件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である実行委員会の総会会場の使用料等を支出し事業に着手していた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の3件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 140,090,000円）認められた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の3件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為

今後、相手方に対し、契約書作成についての注意喚起を引き続き書面等により実施するとともに、作成及び提出に期限を設定し、速やかに契約書の作成・提出を求め、支出負担行為について適宜行うよう努める。

		及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)	
福祉医療部			
企画管理室	令和2年 6月3日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 223,568円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>監査により指摘のあった事業を重点的にチェックし、契約関連の全事業の状況を係ごとに情報共有している。また、定期的な部局内会計研修を主催する。</p>
長寿・福祉人材確保対策課	令和2年 6月3日	<p>証紙収納実績の報告誤りについて</p> <p>消印をした収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、令和元年7月分から同年9月分の喀痰吸引等関係登録手数料の実績について、収入証紙収納簿には実績額を37,500円と正しく記載していたが、証紙収納実績報告書では誤って159,000円と報告していた。その結果、証紙収入特別会計から一般会計への振替額が121,500円過大となっていた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、交付決定日としていた日付が事実と大幅に相違していた事例が46件（交付</p>	<p>証紙収納実績報告書を作成するときには、複数の職員による確認を行うこととし、所属におけるチェック体制の強化を図った。</p> <p>今回の指摘を受け、交付決定日を適用日に遡らず、実際の日（国の要綱改正以降の日）で行えるよう、補助金交付要綱に交付決定前事業着手を認める場合の手續きに関する規定を追加した。</p>

決定額合計 59,754,000円)認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が30件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が16件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち22件(交付決定額合計 40,530,000円)では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である介護従事者の子育て支援のための施設内保育の運営、指定研修機関における初任者研修の開始、就労支援のための助成の受付等に着手していた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の46件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 4,885,082円)認められた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の3件

支出負担行為の遅延及び契約書の作成について、契約を締結するときには、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、遅滞無く処理を行うよう、職員に周知徹底を図るとともに、職員相互に業務の進捗状況を定期的に確認し、所属長に報告することで、所属におけるチェック体制の強化を図った。

		<p>では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	
障害福祉課	令和2年 6月3日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定であり、交付を決定したときは速やかに決定内容及びこれに付した条件等を書面により通知することとされている。令和元年度において、交付決定の通知に当たり、交付申請書の提出を受けた日から実際の交付決定の通知までの期間が3か月以上6か月未満経過していた事例が7件（交付決定額合計 321,544,000円）認められ、上記のうち3件では、既に補助事業が完了していた。</p> <p>また、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の7件では、補助金交付申請より前に事前着手届を提出させ、補助対象事業である施設整備の工事請負業者を決定し工事に着手することを承認していた。</p> <p>今後は、同規則、補助金交付要綱等に基づき、補助事業者等への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例</p>	<p>今後は、同様の事例が発生することのないよう補助金申請者に対して早急に申請書類の提出や補正をするよう指導を徹底するとともに申請書類の記入例や質疑応答集を作成するなど事務処理の円滑化を図る。</p> <p>また、補助金担当者は予算の執行状況に係るチェックリストを作成し、その都度、ほかの職員が処理状況の確認を行うことにより内部統制の強化を図る。</p> <p>今後は、同様の事例が発生することのないよう担当者は予算の執行状況に係るチェックリストを作成し、その都度、ほかの職員が処理状況の確認を行うことにより内部統制の強化を図る。</p>

			<p>が11件（契約額等合計 32,597,942円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が4件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5件、③10か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち7件（契約額合計 4,942,478円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
医療・介護保険局	医療保険課	令和2年 6月3日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から2か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 17,700,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である健康診査等について委託契約を医療機関等と締結し事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では</p>	<p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び奈良県会計規則等に基づき、事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握をすることで適正な補助金の交付事務を行う。特に年度当初の支出負担行為については、遅延等を防ぐため、年度当初要処理業務一覧に業務内容、処理時期等を明記し係単位で共通認識を持つとともに、複数のチェック体制による管理を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

		<p>交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、納品後に支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 36,720円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、支出負担行為及び契約事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
<p>介護保険課</p>	<p>令和2年 6月3日</p>	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が23件（交付決定額合計 543,968,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の23件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である介護サービス提供事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の23件では交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則</p>	<p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び奈良県会計規則等に基づき、事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握をすることで適正な補助金の交付事務を行う。特に年度当初の支出負担行為については、遅延等を防ぐため、年度当初要処理業務一覧に業務内容、処理時期等を明記し係単位で共通認識を持つとともに、複数のチェック体制による管理を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

		<p>等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 補助金等について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、補助金等の交付決定をするときとされているが、令和元年度の補助金について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額 98,400,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、支出負担行為及び契約事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
こども・女性局			
女性活躍推進課	令和2年 5月19日	<p>郵便切手の過大な保有について 平成30年度末の郵便切手の保有残高は68,175円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>令和元年度の郵便切手の保有については、毎月末の残額及び昨年度の実績を確認しながら必要最小限に努めた。今後も、引き続き効率的な予算執行に努める。</p>
こども家庭課	令和2年 5月19日	<p>補助金等の変更承認に係る不適切な取扱いについて 平成30年度児童家庭支援センター運営事業補助金について、補助事業等に要する経費の配分の変更がある場合は、軽微な変更（20%以内の増減）を除き、補助事業者は交付変更承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受けなければならないとされているが、補助事業者への指導及び周知が不足し、補助事業者からの変更承認申請がなかったことなどのため、経費の配分の変更があったのに、変更承認の手続を行っていない事例が1件（交付決定額 11,038,000円）認められた。 今後は、奈良県補助金等交付規則及び児童家庭支援センター運営事業</p>	<p>補助事業者に対し、補助対象事業内容を十分に理解し、変更承認の申請が必要となった場合は、適時適切に変更申請を行うよう周知徹底した。 今後は、同様の事案が発生することのないよう、補助事業の進捗状況の把握を定期的に行うよう職員へ注意喚起を行うとともに、適時の変更承認申請を受け、適正な事務の執行に努める。</p>

		<p>補助金交付要綱等に基づき、変更申請が適切に行われるよう補助事業者への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努められた。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から7か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額1,308,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、課内における事務処理状況の情報共有化等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
くらし創造部	<p>青少年・社会活動推進課</p>	<p>令和2年 8月18日</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額2,756,160円)認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に</p>	<p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び補助金等の交付決定事務等の適正な執行に努めるとともに、交付決定案件、交付決定時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
スポーツ振興課	令和2年 8月18日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 3,000,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業であるスポーツキャンプ・交流促進事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まなければならない。 (注意事項)</p> <p>会計書類の紛失について</p> <p>平成30年度「第6回ツアー・オブ・奈良・まほろば負担金」に係る精算手続の決裁過程で、保存期間が5年と定められている精算書、支出負担行為決議書、交付申請書、実績報告書、負担金確定検査書等の会計書類の紛失が認められた。</p> <p>今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計文書を適正に保管、管理するよう努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び補助金等の交付決定事務等の適正な執行に努めるとともに、交付決定案件、交付決定時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>会計書類の決裁過程等を記録し、書類の受渡し状況を把握するなど、奈良県行政文書管理規則に基づき、適切な文書管理に努める。</p>
消費・生活安全課	令和2年 8月18日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、</p>

		<p>とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 74,368円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
景観・環境局	環境政策課	<p>令和2年 5月25日</p> <p>証紙収納実績の報告漏れについて</p> <p>消印した収入証紙については、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告し、また、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために証紙消印実績振替依頼書を会計局に提出することとされているが、平成29年度に収納した汚染土壌処理業許可申請手数料の1件（240,000円）について、誤って、平成29年度の証紙収納実績報告書に計上しておらず、また、証紙消印実績振替依頼書も平成29年度に提出していなかった。平成31年4月にその誤りに気がつき、令和元年度に上記の所要の手続きを行っていた。そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の汚染土壌処理業許可申請手数料への振替額240,000円が平成29年度の歳入でなく、令和元年度の歳入として計上されており、決算額にも影響していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>	<p>関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、担当係、総務担当係により確認し、決裁を経て、合議書類（会計局作成）により管理の徹底を図っている。</p>
産業・雇用振興部	地域産業課	<p>令和2年 7月9日</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、</p>	<p>今後、相手方に対し、契約書作成についての注意喚起を引き続き書面等により実施するとともに、作成及び提出に期限を設定し、速やかに契約書の作成・</p>

令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 1,410,048円）認められた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）

補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について

奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、交付決定日としていた日付が事実と大幅に相違していた事例が19件（交付決定額合計 38,408,000円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が7件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が12件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の19件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である商談会・物産展示会に係る広報等の事前準備に着手していた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の19件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡って

提出を求め、支出負担行為について適宜行うよう努める。

今後は書類のチェック人数を増やし、補助申請書類の形式不備是正等の手続きに係る時間を削減し、速やかに決裁を開始できるように努める。

また、補助先である商工団体に対しても補助申請事務の適正化について理解を促すことで事務処理の円滑化を図り、再発防止に努める。

		<p>た。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
産業振興総合センター	令和2年 3月24日	<p>公有財産の有効活用について</p> <p>産業振興総合センターが産業会館（大和高田市）に設けているビジネスインキュベーター施設は、令和元年11月30日時点で9室中2室しか入居者がおらず、平成29年度までの5年間においても利用実績は12室中2室を上回ることがなく、平成30年度においても9室中3室の利用にとどまっている。産業振興総合センターでは施設の稼働率向上に向けての取組を行っているところであるが、依然として施設が十分に活用されていない状況となっている。</p> <p>県有資産の有効活用の観点から、施設の稼働率向上等に向けて引き続きその対応策を検討されたい。 (意見事項)</p> <p>土地建物貸付料の徴収過大について</p> <p>県有財産賃貸借契約書に基づき徴収する土地建物貸付料について、令和元年度分の貸付料の算定を誤ったため、徴収額が過大となっていたものが1件（徴収過大額 13,732円）認められた。</p> <p>今後は、関係法令等に基づき適正な会計処理の徹底に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>資金前渡による支払に当たり、資金交付を受けた同日中に支払と精算が完了していないものについては資金の受払の発生順に資金前渡職員が備えるべき現金出納簿に内容を記入しなければならないとされているのに、令和元年度において、現金出納簿を作成していなかった。</p> <p>また、平成30年度及び令和元年度の公共料金の包括資金前渡による支払に当たり、公共料金の支払専用の振替口座ごとに作成することとされ</p>	<p>市町村や経済団体等と連携した募集情報の発信や、創業セミナー参加者へのチラシ配布など、きめ細やかな周知に努めている。今年度から新たに県内11箇所にあるデジタルサイネージや、テレビ・ラジオ・新聞を利用した募集情報の告知を実施。施設利用の内容やメリット等についての積極的な周知に努め、利用率の向上を図ってまいりたい。</p> <p>今後は、関係法令等に基づき、所属における決裁過程でのチェック体制の強化を行うとともに、複数の担当者による書類確認を行い、適正な会計処理の徹底と再発防止に努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、資金前渡等による「受入日」「払出日」が到来するたびに通帳記載を行い、現金出納簿に確実に記載するとともに、複数の担当者によるチェックを徹底し再発防止に努める。</p>

ている現金出納簿を作成していたものの、電話料金の支払について、記入漏れや記入誤りが少なくとも13件見受けられるなどして、このため、現金出納簿に記載していた残高が振替口座の残高と一致していなかった。また、精算金額を誤っていたり（3件）、精算が遅延していたり（4か月以上遅延していたものが1件）して、前渡資金の精算を適時適正に行っていなかった。

さらに、所長による月例検査を行っていたとしているものの、上記の事態を看過していた。

精算金額を誤っていたものについて速やかに是正を図るとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務執行に努めるべきである。（指摘事項）

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計1,062,292円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が2か月以上の事例が1件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額990,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

今後は、奈良県会計規則等に基づき、事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行う。特に年度当初の支出負担行為については、遅延等を防ぐため、年度当初要処理業務一覧に業務内容、処理時期等を明記し担当者及び出納員で共通認識を持つとともに、複数のチェック体制による管理を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。

		<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和元年度の業務委託契約について、経費の内容の主なもののが物品の買入れであることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が1件（契約額 181,440円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出すべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制の更なる強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の強化・充実について注意事項とし、改善を求めたところであるが、今回の監査においても、収入事務、支出事務等について不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処すべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県予算規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認を行うとともに、適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>令和2年度の内部統制実施計画において重点項目として会計事務処理適正化を設定し、リスク回避実践チェックシートを用いた業務執行の意識付けを徹底するとともに、不適切な事案の再発を防止するため、リスク事案の情報共有、また担当者及び出納員のチェック体制を強化し、内部統制の整備に一層取り組む。</p>
企業立地推進課	令和2年 7月9日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 92,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
雇用政策課	令和2年 7月9日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が2件（交付決定額合計 2,244,788円）認められた。そして、補助事業者等は、交付</p>	<p>今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則に基づき、決裁過程において所属におけるチェック体制を強化すると共に、補助金交付要綱の解釈について担当者間での事務引継を確実にし、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

		<p>決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち1件（交付決定額 2,174,000円）では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業の労働相談等の事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	
農 林 部	企画管理室	<p>令和2年 7月30日</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 20,900円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>指摘を受けた内容について、室内の職員へ周知を行った。再発防止策として、部内で会計事務研修会を開催し、知識の習得及び意識の向上に努めた。また、今後は、事業の進捗状況を複数の職員で把握しながら、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p>
	マーケティング課	<p>令和2年 7月30日</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 968,352円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、</p>	<p>奈良県会計規則及び奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、複数名の職員における事務の進捗確認や決裁過程におけるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)

首都圏における食のアンテナショップの契約内容等の検討について

県産農産品の首都圏への需要拡大の情報発信を行うことを目的とした「食」のアンテナショップとして東京都港区に設置したレストラン「ときのもり」については、県が土地・建物の賃借料(19,440千円/年)を全額負担する一方、受託者が毎月のレストランの運営等による売上高の7%を負担金として県に支払うこととした運營業務委託契約を締結していた。

この負担金については、公募プロポーザル方式による受託者選定の際に、受託者が技術提案書に県への負担金として、年間売上高計画額の7%に相当する9,484,000円(事業の初年度)、10,965,000円(事業の2年度)と記載していたことから、県がこの負担金を収受することにより、上記の賃借料について実質的に県と受託者とで半分程度ずつ負担することを想定していた。

しかし、受託者は、契約期間(平成27年8月26日から令和2年3月31日)中に、年間売上高計画額を達成するには至らず、県が収受した負担金の額は、平成27年度 1,184,058円、28年度 4,089,628円(技術提案書の9,484,000円に対する割合43%)、29年度 5,156,004円(同54%)、30年度 6,042,488円(同64%)、令和元年度 5,907,660円(同62%)となっていた。

当該レストランは、既に令和2年3月末に閉店しており、今後は、令和3年夏頃に「奈良まほろば館」と統合・移転し、新たなレストラン運営を行う予定としているが、これまでの売上目標未達成の原因分析や負担

新拠点の負担金については、運営事業者に責任とインセンティブを持ってもらうため、近隣類似施設の状況を踏まえ、売上の5%に設定し、今後の売上実績を鑑みて、2年後を目途に見直しを検討することとしている。

新拠点の目標の一つである「本県の食の魅力発信」の効果測定のための指標を現在検討中であり、県と運営事業者が連携してPDCAサイクルをしっかりと回していく。

		<p>金率設定等についての検証を行った上で、今後の負担金の算定方法について、売上高の一定割合とする場合には、受託者の提案内容の履行の確保を図るために、県が最低限収受する負担金の額を併せて設定するなど、契約内容を検討する必要があると認められる。</p> <p>また、県が県産食材のイメージアップ、ブランド力向上をめざすアンテナショップとしての事業目標の達成、事業効果の確保を図るために、あらかじめ事業目標、効果測定指標等を定めた上で、事業の評価を的確に行い、PDCAサイクルを十分機能させる必要があると認められる。</p> <p>(意見事項)</p>	
農業水産振興課	令和2年 7月30日	<p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、実績報告書の提出を受けた日から額の確定を通知するまでの期間が3か月以上経過していた事例が1件（交付決定額 4,415,000円）認められた。このため、補助事業者への支払いも実績報告書を受け取った日から、3か月以上経過していた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>補助金等に係る額の確定通知等の進捗状況を把握できるチェックシートを作成及び活用し、常に複数の担当者がチェックできる体制とすることで内部統制の整備に取り組む。また、適正な会計事務の執行について関係法令及び規則等について再度周知徹底を図り再発防止に努める。</p>
畜産課	令和2年 7月30日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 1,160,568円）認められた。</p>	<p>今後は、各職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知を図るとともに、職員間での情報共有や書類確認を徹底するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、実効性のある内部統制の整備に取り組みながら、支出負担行為及び契約書作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>また、業務開始日までに、当該契約に係る予算の再配当を受けていなかった。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	
<p>担い手・農地 マネジメント 課</p>	<p>令和2年 7月30日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の利用契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 1,838,000円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,800,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な時期に支出負担行為及び契約書の作成を行うよう課内周知するとともに、会計事務処理に係る管理表等の活用による進捗管理を徹底し、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

		<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（当初交付決定額 44,909,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である農地の管理業務に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県補助金等交付規則等に基づき、適切な補助金交付決定等を行うよう課内周知するとともに、会計事務処理に係る管理表等の活用による進捗管理を徹底し、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
農村振興課	令和2年 7月30日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 459,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p>	<p>注意を受けた内容について、全職員に周知を行うとともに、事務進捗の確認について、複数の係で実施することを徹底した。また、企画管理室主催の研修へ積極的に参加させ、各職員の知識の定着を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な執行に努める。</p>

		<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	
林業振興課	令和2年 7月29日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が6件(交付決定額合計7,773,000円)認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち2件(交付決定額合計4,090,000円)では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である木材搬出用機械の借受等に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の6件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>相手方に対し、事業の着手に関し、実施時期等を注意喚起するとともに、補助金交付申請書類の作成及び提出について期限を設定し、速やかに補助金交付申請書類の作成提出を求め、支出負担行為を適宜行うよう努めている。</p>
奈良の木ブランド課	令和2年 7月29日	<p>負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について</p> <p>県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、令和元年度「奈良の木づかい運動」実行委員会への負担金については、負担金の交付事務を担当する</p>	<p>実行委員会負担金の適切な審査を確保するため、令和2年度より負担金の交付事務担当職員と実行委員会の事務職員と別にし、適切な事務執行に努めている。</p>

		<p>職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同実行委員会の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。</p> <p>今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を同実行委員会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。(意見事項)</p>	
森林整備課	令和2年 7月29日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 6,629,040円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。(注意事項)</p> <p>負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について</p> <p>県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、令和元年度ポスト「全国豊かな海づくり」イベント実行委員会への負担金については、負担金の交付事務を担当する職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同実行委員会の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。</p> <p>今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を同実行委員会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。(意見事項)</p>	<p>長期継続契約の支出負担行為等を行う際に、確認書類として、「契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分表」添付や、契約・支出事務における合議の有無を確認できるチェックシートの作成などのチェック体制を整え、適切な執行と再発防止に努めている。</p> <p>今年度より、補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員と、実行委員会等の事務局長及び担当事務局員を別の者にし、適切な審査を行えるように体制を整備した。</p>
県土マネジメント部			

<p>建設業・契約管理課</p>	<p>令和2年 7月16日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の使用料及び賃借料について、支出負担行為を行うこととされている日から7か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 4,485,394円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行う。特に年度当初の支出負担行為については、遅延等を防ぐため、年度当初要処理業務一覧に業務内容、処理時期等を明記し係単位で共通認識を持つとともに、複数のチェック体制による管理を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
<p>道路建設課</p>	<p>令和2年 7月17日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 204,812,240円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 91,839,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為</p>	<p>令和2年7月から、設計書の提出を起点とし「事業執行向」「入札公告依頼」「設計図書閲覧」「開札日」「契約日」等を一覧管理できる「発注計画一覧表」を工事、委託業務ごとに作成し管理職、係長、係員で共有できるようにした。</p> <p>また管理職、係長が定期的なリストをチェックすることにより支出負担行為をはじめ各手続の遅延根絶に努めている。</p>

		及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)	
道路管理課	令和2年 7月17日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額等合計 134,602,776円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 15,188,060円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認と管理職員による業務の進捗管理を行い、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
河川課	令和2年 7月16日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 2,223,288円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、事業の進捗管理と適正な時期での支出負担行為及び契約書の作成を行う。特に年度当初については、遅延等を防ぐため、年度当初要処理業務一覧に業務内容、処理時期等を明記し係単位で共通認識を持つとともに、複数のチェック体制による管理を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

		<p>では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	
<p>砂防・災害対策課</p>	<p>令和2年 7月16日</p>	<p>委託料及び賃借料の過年度支出について</p> <p>地方自治法において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、平成30年度の土砂災害警戒区域等情報システムに係る保守業務委託料（1件 73,872円）及びWebサーバー賃借料（1件 19,000円）について、業務が完了し、請求書が平成30年度中に提出されていたのに、これに係る支出事務を失念したため、令和元年7月に令和元年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務処理に努めるとともに、複数職員による確認を十分に行うなど、内部のチェック体制の整備等を図られたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額等合計 445,591,692円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならない、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 669,900円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p>	<p>今後は会計年度独立の原則を課内で改めて共通認識とした上で、支出事務処理については、データのリスト化による一元的な管理や請求書類を一冊のファイルに集約することで、課内での情報共有化を図り、支払い手続きの遺漏や遅延等の再発防止に努める。</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成においては、各土木事務所からの進達に基づく本課契約が大半であるため、今後は各土木事務所との連絡調整を密にし、支出負担行為及び契約書の作成事務の対象案件はデータで一元的に管理し、課内の複数の職員によるチェック体制を構築することで、奈良県会計規則等に則った適正な事務執行と遅延の再発防止に努める。</p>

		<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	
下水道課	令和2年 7月16日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の広告契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額11,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県流域下水道事業会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数職員による情報共有、書類確認及びスケジュール管理を行い、支出負担行為事務の適正な執行と再発防止に努める。</p>
まちづくり推進局			
建築安全推進課	令和2年 8月4日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額5,650,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に本件の補助対象となる補助事業者が間接補助事業者の行う間接補助事業について交付決定を行っていた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則</p>	<p>再発を防止するため、今回の不適切な事務執行に関して課内で情報共有を行い、決裁過程において回議を受けた課員全員が各自で内容を精査するよう周知し、多重チェックが有効に機能するよう体制を整えた。また、繁忙期の事務処理の平準化を図るため3月に交付申請事前審査の実施を行うことで4月に入って速やかに交付決定の手続きを行えるよう事務を改善する。 今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等の遵守と適正な事務の執行に努める。</p>

		等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)	
会計局	令和2年 8月17日	会計書類の管理について スポーツ振興課の所管事業である平成30年度「第6回ツアー・オブ・奈良・まほろば負担金」に係る精算手続の決裁過程で、保存期間が5年と定められている精算書、支出負担行為決議書、交付申請書、実績報告書、負担金確定検査書等の会計書類の紛失が認められた。 6年前にも会計書類の紛失があり、会計局においては、会計局決裁後の会計書類の返却方法を変更したが、今回の事案を踏まえ、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類の受払方法のより一層の改善を検討するなど、適正な管理に努められたい。 (意見事項)	今回の事案を踏まえ、支出負担行為決議書、事業執行伺等の合議に係る会計書類について、受払方法の改善を行った。 会計書類の受払を記録することにより、書類の所在、処理状況を随時確認することを可能とするため、整理簿（会計書類受渡簿）を定め、事業課及び会計課の担当者が、合議や返却の際に氏名及び日付を各自記入し、全庁受渡フォルダ上でデータ管理することとした。整理簿への記入を徹底し、適正な書類管理に努めたい。
議会事務局	令和2年 8月17日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 29,095円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	今後は、奈良県会計規則等に基づき、計画的に物品等の購入を行うとともに、支出負担行為作成事務等の適正な執行を行うため、係単位での認識の共有及び複数のチェック体制により管理を行うなど、適正な事務の執行に努める。
教育委員会	令和2年 8月25日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、交付決定日としていた日付が事実と大幅に相違していた事例が4件（交付決	今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、交付決定等の事務処理を計画的に行うとともに、複数の職員によるスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な事務の執行と再発防止に努める。

定額合計 600,000円)認められた。
その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①2か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が3件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち3件(交付決定額合計 450,000円)では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である研修会等を開催し、講師への謝金を支出する等の事業に着手していた。

また、補助金等の交付決定額について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の4件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 19,140,000円)認められた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為

今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。

		及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)	
教育政策推進課	令和2年 8月25日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 547,250円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。
学校支援課	令和2年 8月25日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計 57,771,904円）認められた。 その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件、③9か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 54,982,800円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、	今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。

		実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
教職員課	令和2年 8月25日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 2,075,268円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,962,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
学校教育課	令和2年 8月25日	<p>補助金等の交付決定等及び額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が4件（交付決定額合計 7,556,000円）認められた。</p> <p>そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の4件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である運行委託契約等の事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続き</p>	<p>今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、交付決定や額の確定等の事務処理を計画的に行うとともに、複数の職員によるスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の4件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

さらに、補助事業者等より実績報告書等の報告を受けた場合において、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとされているが、令和元年度の補助金等について、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を全く行わず額の確定を行っていた事例が1件（交付決定額500,000円）認められた。

今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みきたい。
(注意事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計1,591,060円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計1,299,200円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県

今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者間の情報共有を徹底するとともに、所属におけるスケジュール管理体制の強化を図り、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。

		<p>契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	
人権・地域教育課	令和2年8月25日	<p>土地建物貸付料の徴収不足について</p> <p>社会教育センター貸付料の徴収について、契約書では消費税法及び消費税に関する諸法令の改定がある場合には、税額の計算の方法等改定内容を反映させた貸付料に改定しているのに、令和元年10月から令和2年9月までの賃借料を令和元年10月の消費税法改定前の貸付料のまま調定し、徴収額が277,776円不足していた。</p> <p>また、令和元年10月から令和2年3月までの貸付料について、契約書で定められた納期限(令和元年10月25日)を経過した後に、遅延して納入の通知を行っていた。</p> <p>今後は、契約書に基づき、事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が26件(交付決定額合計35,792,000円)認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち6件(交付決定額合計9,994,000円)では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である協議会の開催等の事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定額について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の26件</p>	<p>今後は、契約書に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、歳入調定等の適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、補助金の交付決定並びに支出負担行為事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 19,008円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
保健体育課	令和2年 8月25日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（支出負担行為額等合計 29,828,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>今後、補助金交付事務については、関係法令、奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な事務執</p>

		<p>上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が9件（交付決定額合計 15,128,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の9件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である部活動指導員の配置に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の9件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>	行が行えるよう努める。
教育研究所	令和2年 4月15日	<p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について</p> <p>平成30年度の物品の賃貸借契約1件（契約額 187,920円）について、奈良県契約規則第26条等により教育研究所長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は教育委員会事務局企画管理室で契約事務を行うこととされているのに、同所長が契約締結に関する事務を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>	今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努め、かいへの契約締結の委任範囲を超えないよう契約事務を行う。そのため、契約を行う際には、教育研究所長に委任された契約締結に関する事務の範囲を管理職をはじめとした内部でチェックする体制を確立する。
警察本部	令和2年 7月31日	<p>運転免許の受験資格の欠格期間を誤教示したことによる損害賠償の発生について</p> <p>平成30年2月に運転免許課において、運転免許の受験資格の欠格期間を誤教示し、相手方に損害が発生したとして、令和2年3月の議会の議決を経て656,328円の賠償金を支出していた事案が認められた。</p> <p>今後は、運転免許の受験資格の欠格期間を教示する際に、慎重な確認を行った上で教示する等、再発防止に努めるべきである。（指摘事項）</p>	発覚後は、受験資格調査票の様式を変更した。また、受験資格についての回答は、関係書類を複数の係で確認することにより、所属におけるチェック体制を強化し、再発防止に努めている。

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>地域振興部</p> <p>万葉文化館</p>	<p>令和2年 8月6日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 12,470,380円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 12,078,980円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>民俗博物館</p>	<p>令和2年 3月11日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（支出負担行為額合計 183,504円）認められた。</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について 平成30年度及び令和元年度の物品の賃貸借契約3件(契約額合計1,295,476円)について、奈良県契約規則第26条等により民俗博物館長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は文化資源活用課で契約事務を行うこととされているのに、同館長が契約締結に関する事務を行っていた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>奈良県契約規則等に基づき、適正な契約事務の執行に努めるとともに、支出負担行為事務にかかるチェックリストを活用して実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
福祉医療部	中和福祉事務所	令和2年3月11日	<p>支出事務に係る不適切な事務処理について 平成30年度の委託料及び扶助費について、本来公費で負担すべきであるのに、職員が平成30年10月から平成31年4月までの間に、私費で支払っていた事例が3件(合計額47,888円)認められた。 今後は、支出事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止のため、事務処理におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>生活保護費返還金等に係る未収金の不適正な事務処理について 生活保護費返還金等の未収金の債権管理に当たり、戻入未納金、本人支払額及び特別障害者手当返納金等の未収金(令和元年10月31日時点で574件計11,086,370円)について、債権管理を適切に行うために必要となる債権管理簿を作成しておらず、また、平成30年度において、平成28年度以前に発生した債権の一部について、催告書を送付していないなど、未収金の債権管理が適正に行われていない事態が見受けられた。 今後は、税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針に基づき債</p>	<p>今後は事務所あて請求書については係長が副本を専用ファイルで保存・管理を行い、担当者は正本に基づき、支払処理を行う。処理期限については請求書受領後2週間以内を厳守するため、係長が随時チェックをする。</p> <p>今後は、税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針に基づき、戻入未納金、本人支払額、特別障害者手当返納金等の未収金についても債権管理簿を作成し、催告書の送付は年2回定期的に行う。</p>

		<p>権管理簿の整備を行い、適切な債権管理に努めるとともに、定期的な納付指導を行い、未収金の回収に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について</p> <p>自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用后その使用状況を所属長に報告することとされているが、平成30年4月から令和元年10月までの間の使用（9台分使用回数合計 3,583回）について、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった。</p> <p>今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。（注意事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、平成30年度において、公用車5台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p>	<p>自動車使用伺兼使用報告書による、所属長の使用承認及び所属長への使用報告について、職員への周知徹底を行った。</p> <p>今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、適正な事務処理に努める。</p> <p>令和2年度は4月(1台)、6月(2台)、7月(1台)、1月(1台)、2月(2台)に、道路運送車両法に基づく定期点検整備を実施した（ほか1台は令和2年7月に新車購入）。</p> <p>今後は、定期点検及び車検スケジュール表の作成、複数人数による定期点検時期の確認を行い、道路運送車両法に則り、適切に公用車の定期点検整備を実施する。</p>
<p>視覚障害者福祉センター</p>	<p>令和2年 3月23日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（支出負担行為額合計 1,338,558円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制の強化及びスケジュール管理の徹底により適正な事務処理に努める。</p>

		効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)	
こども・女性局			
精華学院	令和2年 3月24日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 25,830円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 69,768円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について</p> <p>自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用后その使用状況を所属長に報告することとされているが、平成31年4月から令和元年10月末までの間の使用（3台分、使用回数合計 273回）について、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった。</p> <p>今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとと</p>	<p>今後は、車検満了期日を再確認のうえ、車検受検前に前払いによる支出を行うよう、奈良県会計規則ほか各関係法令、通知等に基づき、車検業者にも趣旨を説明した上で、適切な事務処理を行うように努める。</p> <p>今回の不適切な事務執行について院内で事務処理状況等の情報共有を図りながら、契約案件ごとに支出負担行為のチェックリスト等を作成することにより、スケジュール管理を徹底し、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p> <p>自動車使用伺兼使用報告書による、所属長への使用伺及び使用報告について、職員への周知徹底を行うと共に、管理職による使用承認及び使用報告の確認を常時行う。</p> <p>今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、適正な事務執行に努める。</p> <p>事務の執行に際しては、関係法令や諸規程類の確認を徹底し、特に指導のあった点は事務処理方法の確認や見直し、書類作成時の内容、添付書類、日付、</p>

		<p>もに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>印鑑の確認等に関し、職員への指導を徹底する。また、管理職による決裁過程におけるチェック体制の一層の強化に努める。</p>
産業・雇用振興部			
競輪場	令和2年 8月19日	<p>車券発売金等の調定事務の遅延について</p> <p>令和元年度の車券発売金等について、売上金額等を確認したとき、速やかに調定すべきであるのに、調定の時期が1か月から5か月遅延していた事例が193件（調定額合計13,010,124,900円）認められた。</p> <p>また、施設賃貸料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限を経過した後（最長で12か月経過）に、遅延して納入の通知を行っていた事例が4件（調定額合計274,584円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の賃貸借契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計36,043,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>所属の事務処理体制を見直すとともに、事務処理スケジュールの確認を行い、的確に事務処理を行うことができるよう取り組む。</p> <p>また、会計規則等に基づく適正な事務の執行と進捗管理を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>契約の相手方との連絡を密にし、早い段階から契約事務の準備に着手する。</p> <p>また、会計規則等に基づく適正な事務の執行と進捗管理を徹底し、再発防止に努める。</p>

		<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、調定事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>定期点検整備の時期を事前に確認し、所属で共有することにより、再発防止に努める。</p> <p>不適切事案の発生の情報を共有し、発生原因の解消に向けた検討を事務所内で行う。</p> <p>また、担当者と管理職による決裁チェック体制を強化するとともに、定期的に会計事務の進捗会議を開催する等、内部統制の整備に取り組む。</p>	
農 林 部				
	中央卸売市場	令和2年 4月15日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和元年度の歩行者横断防止柵の設置工事の契約について、経費の性質が工事請負代金であることから予算科目を工事請負費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額785,000円）認められた。今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>指摘のあった内容について、需用費（その他）から工事請負費に支出更正を行った。(R2.3.25)</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認を行い、支出負担行為の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
	畜産技術センター	令和2年 4月16日	<p>手数料の徴収に係る不適切な事務処理について</p> <p>家畜人工授精施術料について、奈良県収入証紙条例等で奈良県収入証紙により徴収すると定められておらず、本来は現金により徴収すべきであるのに、平成30年度及び令和元年度において、収入証紙により徴収していた事例が178件（合計額605,280円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県収入証紙条例等に基づき、手数料の徴収事務等の適正</p>	<p>今後は、各職員に対し、関係諸条例・規則等の周知を図るとともに、起案から決裁に至るまでの間において、複数の職員による確認を行うなど、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、実効性のある内部統制の整備に取り組みながら、手数料の徴収事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計280,314円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計214,082円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について

平成30年度及び令和元年度の委託契約4件(契約額合計44,640,000円)について、奈良県契約規則第26条等により畜産技術センター所長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は畜産課で契約事務を行うこととされているのに、同センター所長が契約締結に関する事務を行っていた。

今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。(注意事項)

今後は、各職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知を図るとともに、職員間での情報共有や書類確認を徹底するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、実効性のある内部統制の整備に取り組みながら、支出負担行為及び契約書作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。

「かいの契約締結に関する事務の委任について」が令和2年4月1日付けで改正されたことを受け、令和2年度における当該事業については、畜産課から畜産技術センターに対して、当該事務を委任されたため、当該センターにおいて適正に契約締結事務を行った。

今後も引き続き、関係通知等に基づき、適正な契約事務の執行に努める。

			<p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴することとされているが、平成30年度及び令和元年度の契約金額が100万円未満50万円以上の修繕工事の契約について、請書を徴していなかった事例が2件（契約額合計 1,321,012円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>今後は、各職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知を図るとともに、職員間での情報共有や書類確認を徹底するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、実効性のある内部統制の整備に取り組みながら、契約予定金額に応じた請書及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
まちづくり推進局	中和公園事務所	令和2年 4月21日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和元年度の保険契約について、経費の性質が保険料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額 24,720円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 23,975,380円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②2か月以上の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞な</p>	<p>今後は、奈良県予算規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

			<p>く契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 23,774,807円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴することとされているが、令和元年度の契約金額が100万円未満50万円以上の修繕工事の契約について、請書を徴していなかった事例が3件（契約額合計 1,753,540円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、チェックリストの作成等決裁過程におけるチェック体制を整備し、内部統制の強化に努める。</p>
<p>教育委員会</p>	<p>奈良高等学校</p>	<p>令和2年 5月29日</p>	<p>高等学校授業料の調定事務の遅延について</p> <p>平成30年度及び令和元年度の高等学校授業料について、奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学料徴収事務取扱要綱で定められた納期限を経過した後に、遅延して納入の通知を行っていた事例が3件（1名分 調定額合計 118,800円）認められた。また、うち2件については本来所属する会計年度を経過した後に調定を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき納期限を指定し、複数職員による書類確認を行うなど、チェック体制を強化し調定事務の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>支出負担行為及び契約書作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 1,282,500円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,239,840円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち1件（契約額 42,660円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務、予算の令達等、適正な執行と再発防止に努める。</p>
西の京高等学校	令和2年 5月11日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 49,940円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
平城高等学校	令和2年 5月29日	<p>通勤手当の過払いについて</p> <p>通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件（過支給額 27,</p>	<p>今後は通勤手当に関する規則に基づき、通勤経路の認定に注意し、誤支給の再発防止に努め</p>

		<p>250円)認められた。</p> <p>今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>るものとする。</p>
登美ヶ丘高等学校	令和2年 5月29日	<p>通勤手当の過払いについて</p> <p>通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額118,000円)認められた。</p> <p>今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>手当の認定に当たって、通勤手当に関する条例・規則に基づき、同一方面からの通勤者との整合性に注意しつつ、最新の道路事情に応じた適正な認定を行い、誤支給の防止に努める。</p>
高田高等学校	令和2年 5月18日	<p>通勤手当の過払いについて</p> <p>通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額54,000円)認められた。</p> <p>今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件(契約額合計5,157,618円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が7件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計2,330,200円)では支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県</p>	<p>今後は、条例および関連通知等に基づき適正な認定事務を行い、また内部のチェック体制の一層の強化を図り再発の防止に努める。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について

令和元年度の物品の賃貸借契約2件(当初契約額合計1,763,424円)について、奈良県契約規則第26条等により高田高等学校長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は学校支援課で契約事務を行うこととされているのに、同校長が契約締結に関する事務を行っていた。

今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。(注意事項)

工事請負契約における不適切な分割発注について

前回の監査において、工事請負契約における不適切な分割発注について指摘事項とし、改善を求めたところであるが、令和元年度の工事請負契約においても、工事場所が隣接し同種工事で契約日が同一であることなどから、密接に関連して一体的発注が妥当と考えられ、競争入札に付すべき工事を2件に分割し、分割した各工事の予定価格が随意契約によることができる上限額250万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っていた事例が2件(契約額合計2,629,800円)認められた。

また、隣接してはいないが、校内の同種工事で契約日、工期が同一で、一体的発注が可能ではないかと思われる工事が、他にも4件(契約額合計7,592,400円)認められた。

今後は、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則等に基づき、事前に十分な調査、検討を行い、契約事務の適正な執行に努めるべきである。

(指摘事項)

支出科目の誤りについて

令和元年度の書庫の鍵の解錠契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出

今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務を行うとともに、関係課との緊密な連携を図り、再発の防止に努める。

前回監査において指摘を受けたにもかかわらず、指摘事項を都合よく解釈したために再発を招いたことを猛省し、今後は関係法令、規則に基づき、事前に十分な調査、検討を行うとともに、関係課との緊密な連携のうえで契約事務の適正な執行を行い、再発防止に努める。

今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類

		<p>すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額 10,800円）認められた。今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の更なる強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の強化・充実について注意事項とし、改善を求めたところであるが、今回の監査においても、収入事務、支出事務等について不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処すべきである。（指摘事項）</p>	<p>確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>不適切な事案の再発を防止するため、所属内で発生事案の情報を共有するとともに、決裁のチェック体制を強化。また、対応に検討を要する事象についても、内部での検討及び関係部署との連絡調整の体制を強化し、内部統制の整備に取り組む。</p>
<p>郡山高等学校</p>	<p>令和2年 5月14日</p>	<p>高等学校授業料の調定事務の遅延について</p> <p>令和元年度第2期の高等学校授業料について、奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学料徴収事務取扱要綱で定められた納期限（第2期 9月25日）が経過した後に、遅延して納入の通知を行っていた事例が4件（314名分 調定額合計 12,434,400円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 4,974,480円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しな</p>	<p>今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき納期限を指定し、再発防止のため、複数職員によるチェック体制を整備し調定事務の適正な執行に努める。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>いものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>工事請負契約における不適切な分割発注について</p> <p>令和元年度の工事請負契約について、工事内容、工期等からみて密接に関連して一体的発注が妥当と考えられ、競争入札に付すべき工事を複数件に分割し、分割した各工事の予定価格が随意契約によることができる上限額250万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っていた事例が3件(契約額合計7,299,720円)認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則に基づき、事前に十分に検討を行い、契約事務の適正な執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後は、工事請負契約においては、奈良県教育委員会事務局予算担当課と事前に十分な協議を行い、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則に基づいた適正な契約事務の執行に努める。</p>
二階堂高等学校	令和2年 4月21日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成30年度末の郵便切手の保有残高は54,689円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額43,362円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実</p>	<p>年度末の保有残高が多額にならないよう、購入検討時に残額や使用枚数の見込みを的確に把握し、年度内に複数回に分けて購入するなど、切手の保有を最小限にするよう努める。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
畝傍高等学校	令和2年 5月26日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額等合計1,026,254円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 また、上記の3件について特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに関係法令に定める予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。
西和清陵高等学校	令和2年 5月26日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額38,880円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。
法隆寺国際高等学校	令和2年 8月11日	業務委託契約に係る不適切な事務処理について 産業廃棄物の運搬処理業務委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、平成30年度の当該契約について、契約書を作成せず、請書により業務委託を行って	今後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令に基づき、契約書の作成漏れ等の無いよう、所属内での情報共有および複数名によるチェックを徹底することにより再発防止に努める。

		<p>た（契約額 169,560円）。</p> <p>今後は、同法及び同法施行令に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務、収入事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>	<p>今後は会計研修等の受講や自己学習等を通して、各自の知識、技能を高めるとともに、決裁過程において、複数職員による確認を徹底するなどチェック体制を強化し、事務処理の適正化を図る。</p>
高取国際高等学校	令和2年 8月11日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 3,520,840円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件であった。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち2件（契約額合計 3,506,800円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和元年度の業務委託契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が3件（契約額合計 104,000円）認められた。今後は奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目で支</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、適正な予算科目で支出するため、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>出すべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務、収入事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>事業執行伺、支出負担行為決議書等について、会計関係の規定に適合しているか事務担当者でのチェックを強化する。 併せて会計局や企画管理室主催の研修への参加や会計局の資料等による学習を促す等適正な事務処理に向けての取組を行う。</p>
王寺工業高等学校	令和2年 4月21日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 83,592円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
吉野高等学校	令和2年 5月26日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 352,600円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

ウ 財政的援助団体

所 属 名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
奈良マラソン実行委員会 (スポーツ振興課)	令和2年 8月11日	<p>金銭出納帳の未作成について（指摘事項）</p> <p>奈良マラソン実行委員会会計規程第5条では、実行委員会の会計を処理するため、金銭出納帳を備えることとしており、平成29年度は71件1,183,157円、平成30年度は56件964,457円を現金により支払っているのに、金銭出納帳を作成していなかった。</p> <p>今後は、奈良マラソン実行委員会会計規程に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>奈良マラソン実行委員会会計規程に基づき、金銭出納帳を作成の上、出納の都度記載するとともに、所属長の確認を受けるなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>